

【住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー】  
様式第16号（第18条関係）

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 (〒 - )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー補助金の交付を受けたいので、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

申請者について	(フリガナ)		性別	男・女	生年	H
	申請者氏名				月日	年 月 日
	経歴区分 (認定申請時の番号に○印)	1 大学、短大、専門学校、高等学校等を6ヶ月以内に卒業見込み				
		2 大学、短大、専門学校、高等学校等を卒業後3年以内				
	卒業した学校	学校名： 【所在地： _____】 【卒業年月日： _____ 年 月 日】				
勤務先	勤務先名： 【所在地： _____】					
転入又は転居先の住宅について	転入又は転居先の住宅 (該当番号に○印)	1 民間賃貸住宅				
		2 特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅				
		3 空き家バンク登録住宅				
	転入又は転居先の住宅の所在地	北九州市 _____ 区 【住宅の名称（共同住宅の場合）： _____】				
	転入又は転居先の住宅の家賃(a)	_____ 円 ※共益費等は含まない				
転入又は転居年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※住民票異動日					
補助金交付申請額 ※1:上限額100,000円	補助金 <sup>※1</sup> (a)×2				円	
	補助金交付決定額				円 ※この欄は記入しないで下さい。	

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（新生活応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入下さい。
- 申請要領については以下の方法でご確認下さい。
  - 本市建築都市局住宅計画課ホームページ<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400158.html>を参照。
  - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせ下さい。

(参考) 【本申請書に係る用語の定義】

	用語	定義
申請者について	転入	住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第1項で定める補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が市外から要綱第15条第1項で定める補助金の対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）へ住民票を異動した日です。
	転居	補助対象者が市内から市内の居住地へ住所を異動することをいう。
転入又は転居予定先の住宅について	民間賃貸住宅	<p>○要綱の別表第1で定める街なかの区域に所在する住宅</p> <p>○公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たす住宅です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）ではない住宅</li> <li>・住戸専用面積が50㎡以上の住宅（2人世帯の場合は30㎡以上）</li> <li>・昭和56年6月1日以降に着工したものか、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に則り耐震診断を実施し、新耐震基準（以下「基準」という。）を満たすもの、又は基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、基準を満たす住宅</li> <li>・宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第167号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅</li> </ul>
	特定優良賃貸住宅	本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち要綱の別表第1で定める街なかの区域に所在する住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。
	空き家バンク登録住宅	北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもので要綱の別表第1で定める街なかの区域に所在する住宅をいいます。
	家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいいます。

※上記用語の定義についてご不明な点等がある場合は、以下の方法でご確認下さい。

- ・本市建築都市局住宅計画課ホームページURL (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukeikaku.html>) を参照。
- ・ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課 (Tel:093-582-2592) までお問い合わせ下さい。